



子育て

伊奈庁舎こども課 (内線4204)

4月から新入園児童の保護者になる方へ

保育料無償化の手続き(認定申請)はお済みですか？

令和4年4月からお子さんが幼稚園や認可外保育施設などに入園する方は、利用施設の種類などによって、利用料無償化の事前手続きが必要となる場合があります。無償化の手続きや必要書類については、市ホームページをご覧ください。

- ▼無償化の対象となる費用(対象施設・サービスの利用料(保育料)が無償化の対象となります。食材料費、通園送迎費、行事費などの保育料以外の費用はこれまでどおり保護者の負担となります。
- ▼事前に手続き(認定申請)が必要の方(対象施設の3〜5歳児クラス(年少〜年長)と、住民税非課税世帯の0〜2歳児クラスの方で、次のいずれかに当てはまる方)
 - 新制度未移行の幼稚園(絹ふたば文化幼稚園など)に入園する方
 - 新制度幼稚園(公立幼稚園含む)や認定こども園幼稚園部に入園する方で、保育の必要性があり、預かり保育を利用する方
 - 保育の必要性があり、認可外保育施設

設に入園する方

○保育の必要性があり、一時預かり、病児(病後児)保育、ファミリーサポートセンターを利用する方

▼保育の必要性の認定について『保育の必要性がある』とは、保護者が共働きの場合や、病気・障がいがある場合、妊娠・出産や保護者の同居親族などの看護・介護で保育ができない場合など、保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されることです。

▼申請期限(2月28日)までに、市こども課へ認定申請書などの必要書類をご提出ください(申請書様式などは市ホームページからダウンロードできます。詳しくは市こども課までお問い合わせください)。

※すでに入園予定の施設などから必要書類を受け取り、市こども課にご提出が済んでいる方は、改めての提出は不要です。

※認定申請書の提出日以前の利用分は無償化の対象とはならないので、ご注意ください。



市ホームページはこちら



子育て

教育委員会学校総務課 (内線7110)

就学援助制度をご利用ください

市では、小中学生の保護者の方で、経済的な理由で就学が困難な方に対し、学校で必要な費用の一部を援助しています。希望する方は学校または学校総務課にご相談ください。

- ▼対象者(市税に滞納がなく、次の①〜③にあてはまる方など)
 - ①児童扶養手当を受給中の方
 - ②市・県民税が非課税である世帯の方
 - ③世帯全員の所得合計額が基準以下の方(左表参照)

▼援助の内容(学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、給食費、卒業アルバム費)

※申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

▼申請方法(制度のご案内と申請書類は各学校で配布しています。必要書類に記入・押印のうえ、お子さんの在学する学校へ提出してください)。

令和3年度認定基準表(参考)

世帯構成	所得基準額(持家)	所得基準額(借家)
小学生、母	約166万円	約238万円
小学生、父、母	約220万円	約292万円
小学生2人、父、母	約279万円	約351万円

※世帯の構成人数や年齢などにより所得基準額は異なるため、表は目安の金額です。

新入学学用品費の入学前支給を行います

▼対象者(令和4年度小中学校新入生の保護者のうち、上記の就学援助の対象となる方で令和4年1月1日に市内に住所がある方)

▼申請方法(次のとおり)
 ○小学校新1年生の保護者の方

必要書類に記入・押印のうえ、2月10日(必着)までに学校総務課へ提出してください。制度のご案内と申請書類は学校総務課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

○中学校新1年生の保護者の方

現在、就学援助を受けていない方で、新入学学用品費の支給を希望する場合は、在学している小学校に申請してください。令和4年3月1日現在、就学援助の認定を受けている方については、新入学学用品費は令和4年3月支給分と一緒に支給されるので、改めての申請は必要ありません。

▼その他(小中学校新入生の保護者に、就学通知書、就学援助に関する詳しいご案内について、1月下旬に送付します)。